

静岡理工科大学 学位規程

平成 8年 4月 1日 制定
平成13年 2月26日 改正
平成19年 3月14日 改正
令和 8年 3月25日 改正

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、静岡理工科大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。
2 学士及び修士の学位を授与するに当たっては、専攻分野を付記し、学士（工学）・学士（理学）・学士（情報学）・修士（理工学）・修士（技術経営）とする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、静岡理工科大学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、静岡理工科大学大学院学則の定めるところにより、本学の大学院研究科（以下「研究科」という。）の修士課程を修了した者に授与する。

(修士の学位の申請)

第4条 前条第2項の規定により修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に学位論文等を添えて、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

2 提出された学位論文は、返還しない。

(修士の学位論文の提出)

第5条 修士の学位論文は、在学期間に提出するものとし、その時期は、研究科において定める。

2 修士の学位論文は、1編とする。ただし、必要に応じて、他の論文を参考として添付することができる。

3 研究科長は、審査のため必要があるときは、学位論文提出者にその他必要な資料の提出を求めることができる。

(学位論文審査の付託)

第6条 学長は、第4条第1項の規定により修士の学位論文の提出を受けたときは、速やかに研究科委員会に当該論文の審査を付託しなければならない。

(学位論文の審査)

第7条 前条の規定により付託されて審査を行う研究科委員会は、学位論文に関係のある教員の中から3人以上をもって構成する学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、当該論文の審査及び最終試験を実施させるものとする。

(最終試験)

第8条 最終試験は、第4条第1項の規定による申請のあった者について、学位論文の審査を終えた後、学位論文を中心として関連のある科目又は専門分野について、筆記又は口述により行うものとする。

(学位論文の審査期間)

第9条 修士の学位論文の審査は、申請者の在学期間中に終了するものとする。

(研究科委員会への報告)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終

了したときは、直ちにその結果を、文書をもって研究科委員会へ報告するものとする。

(修士の学位認定)

第11条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を認定する。

2 前項の認定は、出席者の3分の2以上の賛成がなければ行うことができない。

(学長への報告)

第12条 研究科長は、前条の規定により研究科委員会において学位を授与する者と認定したときは、その氏名・審査論文名及び次に掲げる事項を記載した文書をもって、学長にその旨を報告しなければならない。

(1) 授与する学位の種類

(2) 授与する年月日

2 学位を授与できないと認定した者については、その旨を学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第13条 学長は、第3条第1項及び前条の報告に基づき学位を授与すると決定した者には、学位記を交付する。なお、前条第2項による学位を授与できないと決定した者には、その旨を通知する。

(学位名称の使用)

第14条 学位を授与された者が、その学位の名称を使用するときには、当該学位名に「静岡理工科大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第15条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、教授会又は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させなければならない。

2 研究科委員会において前項の決定をする場合は、第11条第2項の規定を準用する。

(学位記の再交付)

第16条 学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を記し、学長に願い出なければならない。

(学位記の様式)

第17条 学位記の様式は、様式第1号及び様式第2号のとおりとする。

附 則

この規程は、平成 8年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8年 4月 1日から施行する